

会 議 結 果 の お 知 ら せ

令和7年度第1回宮古市地域公共交通会議を次のとおり開催しました。

令和7年7月2日

宮古市地域公共交通会議

1 開催日時

令和7年6月16日（月） 午後2時00分～午後3時40分

2 開催場所

宮古保健センター1階 大会議室

3 議題

(1) 協議事項

ア 宮古市地域公共交通計画の評価について

イ 宮古市地域公共交通会議の体制について

ウ 令和7年度事業計画（案）及び収入支出予算（案）について

エ 地域内フィーダー系統確保維持計画の策定について

(2) 報告事項について

ア 中学生フリー定期券交付実証事業について

イ 門馬共助型交通（自家用有償旅客運送）の登録変更について

4 会議の概要

別添のとおり

5 問い合わせ先

企画部公共交通推進課公共交通推進係 電話0193-68-9134

令和7年度第1回宮古市地域公共交通会議

1 出席者（18名）

- ①岩間健会長 ②佐々木隆文委員 ③三浦芳範委員 ④松野文一委員
⑤川崎利治委員 ⑥久保田容子委員 ⑦久保田香奈枝委員 ⑧中坪政男委員
⑨長鈴秀夫委員 ⑩佐々木拓真委員 ⑪佐々木亜津子委員 ⑫中村三樹彦委員
⑬藤田茂委員 ⑭小野寺哲委員 ⑮佐々木拓委員 ⑯金澤成人委員
⑰金丸剛委員 ⑱小野寺利幸委員

2 欠席者（4名）

- ①田頭勇人委員 ②鈴木一成委員 ③高橋智委員 ④村上早紀子委員

3 事務局出席者（3名）

- ①企画部公共交通推進課長 松浦宏隆
②企画部公共交通推進課公共交通推進係長 根市昇 ③同係 主事 山崎千穂

4 傍聴者

なし

5 議事等（議長：会長）

(1) 協議事項

ア 宮古市地域公共交通計画の評価について

事務局より宮古市地域公共交通計画の評価の概要を説明した。

宮古市地域公共交通計画に基づき実施した事業の評価に関し、委員より意見を聴取した。

質疑等は別紙のとおり。

イ 宮古市地域公共交通会議の体制について

事務局より規約及び財務規程の制定、国庫補助金申請等手続きの概要を説明した。

規約及び財務規程の制定、国庫補助金の申請等手続きに関し、委員より意見を聴取した。

質疑等は別紙のとおり。

規約及び財務規程の制定に伴い、会長が職務代理者及び監事を指名した。

ウ 令和7年度事業計画（案）及び収入支出予算（案）について

事務局より宮古市地域公共交通会議の令和7年度事業計画（案）及び収入支出予算（案）を説明した。

宮古市地域公共交通会議の令和7年度事業計画（案）及び収入支出予算（案）に関し、委員より意見を聴取した。

質疑等は別紙のとおり。

エ 地域内フィーダー系統確保維持計画の策定について

事務局より地域内フィーダー系統確保維持計画の策定の概要を説明した。

地域内フィーダー系統確保維持計画の策定に関し、委員から意見を聴取した。

事業目標の設定について質疑があり、事務局において事業目標の修正を行うこととした。

質疑等は別紙のとおり。

(2) 報告事項について

ア 中学生フリー定期券交付実証事業の実施について

事務局より中学生フリー定期券交付実証事業の概要を報告した。

イ 門馬共助型交通（自家用有償旅客運送）の登録変更について

事務局より門馬共助型交通（自家用有償旅客運送）の登録変更の概要を報告した。

(3) その他

国土交通省東北運輸局岩手支局より、「交通空白」解消・官民連携プラットフォームの発足及び交通空白地の解消に向け取り組みを進める旨報告があった。

質疑応答内容

質問・意見	回答
【議題(1) 協議事項「ア 宮古市地域公共交通計画の評価について」】 (委員) グリーンスローモビリティ実証運行はどのように行ったのか。時刻表があり、地域住民が自由に乗車できるものだったのか。 (委員) 八木沢・宮古短大駅のアクセス路はいつ頃完成予定か。	(事務局) 田老地区では三王団地、道の駅たろう、田老総合事務所・新田老駅を回るルートで運行した。時刻表を作成し、午前中に4回運行した。 (事務局) 赤線を利用し、赤線の舗装、水路落下防止用柵、街路灯、踏切を設置する。また、踏切からホームに接続するスロープ、八木沢団地に接続する階段を設置する。 八木沢・宮古短大へのアクセス路及び踏切などの鉄道施設について今年度中の供用開始に向け整備を進めている。
【議題(2) 報告事項イ「宮古市地域公共交通会議の体制について」】 (委員) 会計を行うにあたり監査役が必要と考えるが、配置するのか。 (委員) 国の補助を受けるため、申請書の作成・提出、補助金の配分通知、振込等、宮古市地域公共交通会議の事務手続きが増える。会議を開催し審議すべき補助金事務手続きを教えてほしい。 (委員) 規約第5条の構成員として「宮古警察署長又はその指名する者」となっているが、法律上は構成員として「公安委員会」が定められている。規約に定められた構成員が法律上の	(事務局) 規約が制定となった場合、規約第5条により監事を2名配置する。なお、監事は委員の中から会長が指名するものとする。 (事務局) 6月に地域公共交通会議地域内フィーダー系統確保維持計画の策定、1月に事業評価について委員の皆様にお諮りする。そのほかの事務手続きは事務局にて行い、後日報告する。 (事務局) 公共交通計画策定の際に構成員について指摘を受けたため、公共交通計画策定の際は公安委員会へ別途意見照会をする形を取って対応をした。構成員委員の見直しについ

構成員を満たしているか教えてほしい。 今後は、規約上定められた公安委員会が構成員となり、公安委員会の出席が難しい場合に、代理人として宮古警察署が会議に出席する形がよいのではないか。 【議題(1) 協議事項「エ 地域内フィーダー系統確保維持計画の策定について」】 (委員) 事業目標において、地域バス路線の1回あたりの利用者数の目標値の単位が「回」となっているが、単位誤りであり「人」が正しいものか。もしくは指標が誤りであり、地区住民1人当たりの利用回数が正しいのか。	て、今後検討をする。 (事務局) 単位の誤りである。1回当たりの利用者数「人」が正しい。修正のうえ国に計画認定申請をする。
--	--